

# 特定非営利活動法人 萌 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人萌という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害者及びその家族に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、地域活動支援センター事業及び相談支援事業を行い、障害者及びその家族と地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センター事業
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業

(2) その他の事業

- ① 一般貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業
  - ② 産業廃棄物収集運搬業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じたときは同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上7人以内
  - (2) 監事1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総

数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期末日後の最初の総会が終結するまで、その任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) 会員の除名
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

## 第6章理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入

## (6) その他の収入

### (資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

### (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

### (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### (予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### (事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる法人のうちから総会において選定したものに帰属する。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の広告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公示については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第10章雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	佐伯篤子
副理事長	小竹源勇
理事	近藤輝美佳
同	澁江麗子
同	布施容子
同	工藤豊
同	小野塚京枝
監事	土屋順子
同	上甲カユ
同	宮島美和
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成21年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	0円		
	賛助会員	0円		
(2) 年会費				
	正会員個人	5,000円	団体	5,000円
	賛助会員個人	5,000円	団体	5,000円

附則 この定款は、平成22年12月22日から施行する。

附則 この定款は、平成23年6月13日から施行する。

附則 この定款は、平成25年8月23日から施行する。

附則 この定款は、平成26年12月7日から施行する。

附則 この定款は、平成28年3月30日から施行する。

附則 この定款は、平成29年6月11日から施行する。

附則 この定款は、令和3年5月31日から施行する。

附則 この定款は、令和 年 月 日から施行する。

## 1 事業活動方針

今年度は法人として行政機関や民間団体との連携を図るとともに、広報活動にも力を入れ、活動の認知向上と利用者の拡大を目指す。また、利用者の働く機会を広げるために産業廃棄物収集運搬許可の取得を目指していく。

## 2 事業内容

## (1) 特定非営利活動に係る事業

## ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

## ア 就労支援継続 B 型事業

- ・内 容 障がい者への就労支援
- ・日 時 平日及び隔週土曜日 8:00～16:00
- ・場 所 横浜市戸塚区戸塚町 4918-1
- ・従事者人員 6 人
- ・受益対象者 障がい者手帳及び受給者証発行者 20 人/日
- ・支出見込額 34,479,699 円

## ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センター事業

## ア 共同生活援助事業

- ・内 容 障がい者に対する生活支援
- ・日 時 365 日 24 時間
- ・場 所 横浜市戸塚区原宿 5 丁目 28-6 シャラ原宿Ⅲ 108
- ・従事者人員 3 人
- ・受益対象者 障がい者手帳及び受給者証発行者 8 人/日
- ・支出見込額 15,391,353 円

## ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業

## ア 相談支援事業

- ・内 容 障がい者に対する生活支援
- ・日 時 月曜日～金曜日 9:00～17:00
- ・場 所 横浜市戸塚区原宿 5 丁目 28-6 シャラ原宿Ⅲ 106
- ・従事者人員 1 人
- ・受益対象者 障がい者手帳及び受給者証発行者 20 人/日
- ・支出見込額 4,778,404 円

## (2) その他の事業

## ① 一般貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業

- ・内 容 一般貨物の運送
- ・日 時 平日 8:00～17:00
- ・場 所 各配達先
- ・従事者人員 5 人
- ・受益対象者 利用者 2 人/日
- ・支出見込額 29,165,914 円

## ② 産業廃棄物収集運搬業

- ・内 容 産業廃棄物収集運搬
- ・日 時 平日 8:00～17:00
- ・場 所 各現場
- ・従事者人員 2 人
- ・受益対象者 利用者 2 人/日
- ・支出見込額 5,146,927 円

# 2027年度事業計画書

法人の名称 特定非営利活動法人萌

## 1 事業活動方針

今年度は運送事業と産業廃棄物収集運搬の許可を活かし、利用者の働く機会を広げることで、利用者の工賃を上げていく。また、私達の取り組みを広げていくための活動に取り組んで行き、収益事業で得た利益を基に、障がいサービスに繋がっていない人々への支援を行う。

## 2 事業内容

### (1) 特定非営利活動に係る事業

#### ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

##### ア 就労支援継続B型事業

- ・内 容 障がい者への就労支援
- ・日 時 平日及び隔週土曜日 8:00～16:00
- ・場 所 横浜市戸塚区戸塚町 4918-1
- ・従事者人員 6人
- ・受益対象者 障がい者手帳及び受給者証発行者 20人/日
- ・支出見込額 42,746,469円

#### ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センター事業

##### ア 共同生活援助事業

- ・内 容 障がい者に対する生活支援
- ・日 時 365日 24時間
- ・場 所 横浜市戸塚区原宿5丁目28-6 シャラ原宿Ⅲ 108
- ・従事者人員 3人
- ・受益対象者 障がい者手帳及び受給者証発行者 9人/日
- ・支出見込額 17,347,599円

#### ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業

##### ア 相談支援事業

- ・内 容 障がい者に対する生活支援
- ・日 時 月曜日～金曜日 9:00～17:00
- ・場 所 横浜市戸塚区原宿5丁目28-6 シャラ原宿Ⅲ 106
- ・従事者人員 1人
- ・受益対象者 障がい者手帳及び受給者証発行者 20人/日
- ・支出見込額 4,778,404円

### (2) その他の事業

#### ① 一般貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業

- ・内 容 一般貨物の運送
- ・日 時 平日8:00～17:00
- ・場 所 各配達先
- ・従事者人員 6人
- ・受益対象者 利用者 2人/日
- ・支出見込額 33,592,222円

② 産業廃棄物収集運搬業

- ・ 内 容 産業廃棄物収集運搬
- ・ 日 時 平日 8:00～17:00
- ・ 場 所 各現場
- ・ 従事者人員 2人
- ・ 受益対象者 利用者 2人/日
- ・ 支出見込額 6,398,519円

活動計算書

2026年 4月 1日 ~ 2027年 3月 31日まで  
(単位: 円)

科目	特定非営利活動に係る事業			その他の事業	合計
	就労継続支援B型	共同生活援助事業	計画相談支援事業		
I 経常収益					
1. 受取会費					
正会員受取会費					
賛助会員受取会費					
2. 受取寄付金					
受取寄付金					
3. 就労支援事業収益					
就労支援事業収益	12,000,000				12,000,000
4. 障がい福祉サービス等事業収益					
訓練等給付費	27,600,000	18,000,000	2,400,000		48,000,000
利用者負担収益					
5. その他収益					
受取利息					
雑収益					
6. 運送事業収益					
運送事業収益				40,944,000	40,944,000
7. 産業廃棄物収集運搬事業収益					
産業廃棄物収集運搬事業収益				7,200,000	7,200,000
経常収益計	39,600,000	18,000,000	2,400,000	48,144,000	108,144,000
II 経常費用					
1. 事業費					
(1) 人件費					
常勤職員給料	10,000,000	3,600,000	3,000,000	12,600,000	29,200,000
非常勤職員給料	2,500,000	1,041,628		600,000	4,141,628
法定福利費	1,800,000	648,000	540,000	2,268,000	5,256,000
利用者工賃	4,400,000				4,400,000
人件費計	18,700,000	5,289,628	3,540,000	15,468,000	42,997,628
(2) その他経費					
材料費	300,000				300,000
荷造運賃費				1,200,000	1,200,000
通信費				560,000	560,000
車両費	712,019		112,019	3,500,000	4,324,038
修繕費				1,200,000	1,200,000
リース料				6,000,000	6,000,000
旅費交通費	885,212	263,590	344,575	180,000	1,673,377
広報費	300,000	600,000		600,000	1,500,000
給食費		1,478,504			1,478,504
土地・建物賃借料	3,240,000	5,160,000		2,560,000	10,960,000
地代家賃	1,378,354				1,378,354
修繕費	422,030				422,030
事務消耗品費	25,000	20,000	15,000	120,000	180,000
通信運搬費	750,000	52,223	24,185		826,408
水道光熱費	723,887	950,000		60,728	1,734,615
租税公課	801,361			497,487	1,298,848
接待交際費					0
保険料	801,361	220,644		1,200,000	2,222,005
備品消耗品		21,202			21,202
管理諸費	557,922	522,670	249,617	269,573	1,599,782
手数料	372,182	40,000	12,000	352,646	776,828
消耗品費	2,416,039		393,649	4,407	2,814,095
会議費					0
賃借料	565,141				565,141
リース料	1,156,921	755,782		540,000	2,452,703
日用品費		17,110			17,110
社会参加事業費					0
雑費	372,270		87,359		459,629
その他経費計	15,779,699	10,101,725	1,238,404	18,844,841	45,964,669
事業費計	34,479,699	15,391,353	4,778,404	34,312,841	88,962,297
2. 管理費					
(1) 人件費					
役員報酬	2,000,000				2,000,000
法定福利費	360,000				360,000
福利厚生費	129,348	129,348	180,380	6,127	445,203
人件費計	2,489,348	129,348	180,380	6,127	2,805,203
(2) その他経費					
諸会費	60,400			78,240	138,640
支払手数料	177,331			177,331	354,662
雑費	4,543				4,543
支払利息	619,348			619,348	1,238,696
保証金償却	202,500			202,500	405,000
減価償却費	1,512,848	92,710		2,822,174	4,427,732
その他経費計	2,576,970	92,710	0	3,899,593	6,569,273
管理費計	5,066,318	222,058	180,380	3,905,720	9,374,476
経常費用計	39,546,017	15,613,411	4,958,784	38,218,561	98,336,773
当期経常増減額	53,983	2,386,589	△ 2,558,784	9,925,439	9,807,227
経理区分振替額			9,925,439	△ 9,925,439	0
当期正味財産増減額					9,807,227
前期繰越正味財産額					0
次期繰越正味財産額					9,807,227

活動計算書

2027年 4月 1日 ~ 2028年 3月 31日 まで

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業			その他の事業	合計
	就労継続支援B型	共同生活援助事業	計画相談支援事業		
<b>I 経常収益</b>					
1. 受取会費					
正会員受取会費	0	0	0	0	
賛助会員受取会費	0	0	0	0	
2. 受取寄付金					
受取寄付金	0	0	0	0	
3. 就労支援事業収益					
就労支援事業収益	16,000,000			0	16,000,000
4. 障がい福祉サービス等事業収益					
訓練等給付費	30,000,000	21,000,000	2,400,000	0	53,400,000
利用者負担収益				0	0
5. その他収益					
受取利息	0		0	0	0
雑収益	0		0	0	0
6. 運送事業収益					
運送事業収益				44,944,000	44,944,000
7. 産業廃棄物収集運搬事業収益					
産業廃棄物収集運搬事業収益				8,200,000	8,200,000
経常収益計	46,000,000	21,000,000	2,400,000	53,144,000	122,544,000
<b>II 経常費用</b>					
1. 事業費					
(1) 人件費					
常勤職員給料	16,000,000	4,800,000	3,000,000	16,000,000	39,800,000
非常勤職員給料	3,000,000	1,041,628		0	4,041,628
法定福利費	2,880,000	864,000	540,000	2,880,000	7,164,000
利用者工賃	4,800,000				4,800,000
人件費計	26,680,000	6,705,628	3,540,000	18,880,000	55,805,628
(2) その他経費					
材料費	300,000				300,000
荷造運賃費				637,250	637,250
通信費				8,160	8,160
車両費	712,019		112,019	5,500,000	6,324,038
修繕費	200,000			2,200,000	2,400,000
リース料				6,400,000	6,400,000
旅費交通費	885,212	263,590	344,575	180,000	1,673,377
広報費	600,000	600,000			1,200,000
給食費		1,700,000			1,700,000
土地・建物賃借料	3,240,000	5,760,000		3,560,000	12,560,000
地代家賃	1,378,354				1,378,354
修繕費	8,800				8,800
事務消耗品費	25,000	20,000	15,000		60,000
通信運搬費	750,000	52,223	24,185		826,408
水道光熱費	723,887	1,068,749		60,728	1,853,364
租税公課	801,361			497,487	1,298,848
接待交際費					0
保険料	801,361	220,644		900,490	1,922,495
備品消耗品		21,202			21,202
管理諸費	557,922	522,670	249,617	269,573	1,599,782
手数料	372,182	40,000	12,000	352,646	776,828
消耗品費	2,616,039		393,649	4,407	3,014,095
会議費					0
賃借料	565,141				565,141
リース料	1,156,921	355,783		540,000	2,052,704
日用品費		17,110			17,110
社会参加事業費					0
雑費	372,270		87,359		459,629
その他経費計	16,066,469	10,641,971	1,238,404	21,110,741	49,057,585
事業費計	42,746,469	17,347,599	4,778,404	39,990,741	104,863,213
2. 管理費					
(1) 人件費					
役員報酬					0
福利厚生費	129,348	129,348		180,380	439,076
人件費計	129,348	129,348	0	180,380	439,076
(2) その他経費					
諸会費	60,400			0	138,640
支払手数料	177,331			0	354,662
雑費	4,543			0	4,543
支払利息	619,348			0	1,238,696
保証金償却				0	405,000
減価償却費	1,512,848	92,710		0	4,427,732
その他経費計	2,374,470	92,710		0	6,569,273
管理費計	2,503,818	222,058		0	7,008,349
経常費用計	45,250,287	17,569,657	4,778,404	44,273,214	111,871,562
当期経常増減額	749,713	3,430,343	△ 2,378,404	8,870,786	10,672,438
経理区分振替額				8,870,786	△ 8,870,786
当期正味財産増減額					10,672,438
前期繰越正味財産額					9,807,227
次期繰越正味財産額					20,479,665